

商号変更による解散の登記と設立の登記の申請は、同時に行う必要があります。  
(商号変更による設立 移行による設立時に取締役会を設置しない場合)

代表取締役が申請書又は委任状に印鑑を押印する場合は、登記所に提出した印鑑を押印しなければなりません。印鑑の提出は、印鑑届書により行います。

なお、印鑑届書は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))に掲載していますので、御利用ください。

## 特例有限会社の商号変更による株式会社設立登記申請書

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000

分かる場合に記載してください。

フリガナ ○○ショウジ  
1. 商号 ○○商事株式会社

商号のフリガナは、会社の種類を表す部分(株式会社)を除いて、片仮名で、左に詰めて記載してください。間に空白がある場合には、空白を削除した文字をフリガナとして登録します。

このフリガナは、国税庁法人番号公表サイトを通じて公表されます。なお、登記事項証明書には、フリガナは表示されません。

1. 本店 ○県○市○町○丁目○番○号

(支店があり、本支店一括申請をする場合)

(注) 支店がある場合で本支店一括申請しない場合は、別途、支店所在地の管轄登記所に対する登記申請が必要です。

1. 支店 管轄登記所 ○○法務局  
支店の所在地 ○県○市○町○丁目○番○号

支店が多数あるときは、「別紙のとおり」と記載し、支店の所在地を記載した用紙を申請書に押した印鑑と同一の印鑑で契印し、合わせてとじることでも構いません。

1. 登記の事由 令和○年○月○日商号変更による設立  
※決議日を記載します。

## 1. 登記すべき事項 別紙のとおり

登記すべき事項は、オンライン申請やQRコード（二次元バーコード）付き書面申請により、データ送信ができ、これにより、登記手続を円滑に行うことができます。詳しくは、こちらのページを御覧ください。

「商業・法人登記のオンライン申請について」

(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>)

「QRコード（二次元バーコード）付き書面申請について」

([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8\\_000001\\_00016.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_000001_00016.html))

なお、登記すべき事項は、CD-R（又はDVD-R）に記録することもできます。この方法によった場合には、「別添CD-Rのとおり」等と記載し、当該CD-R等を申請書と共に提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

1. 課税標準金額 金300万円

1. 登録免許税 金30,000円

資本金の額の1000分の1.5（商号変更前の特例有限会社の資本金の額を超過する部分については、1000分の7）の額です。ただし、この額が3万円に満たない場合は、3万円になります。収入印紙又は領収証書で納付します（→印紙貼付台紙へ貼付）。

（支店があり、本支店一括申請をする場合）

1. 登録免許税 金39,000円

登録免許税の本店及び支店分の合計を記載します（内訳についても次の記載例を参考に記載してください。）。登録免許税は、収入印紙又は領収証書で納付します（→印紙貼付台紙へ貼付）。

内 訳	本店所在地分	金30,000円
	支店所在地分	金9,000円

2以上の支店所在地の登記所に申請するときは、その合計額を記載してください。

1. 登記手数料 金300円  
支店所在地登記所数 1庁



支店（本店所在地にある支店を除く。）所在地の登記所1庁につき、300円の登記手数料が必要です。登記手数料は収入印紙で納付します（→印紙貼付台紙へ貼付。登記印紙も使用可能）。なお、管轄の登記所は、[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku\\_index.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku_index.html)で御確認いただけます。

## 1. 添付書類

定款

1通

※公証人の認証は不要です。

株主総会議事録

1通

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）

1通

就任承諾書

○通

※商号変更と同時に新たに役員を選任した場合に添付します。

印鑑証明書

○通

※商号変更時に新たに選任した取締役については、その就任承諾書に押した印鑑につき発行後3か月以内の市町村長の印鑑証明書を添付します（再任の場合は不要です。）。

本人確認証明書

○通

※商号変更時に新たに監査役を選任した場合には、住民票記載事項証明書、運転免許証のコピー（裏面もコピーし、本人が原本と相違ない旨を記載して、記名したもの。）等の本人確認証明書を添付します（再任の場合は不要です。）。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「添付書面としての本人確認証明書について」を御覧ください。

辞任届

○通

※商号変更と同時に辞任した役員がいる場合には、辞任を証する書面（辞任届）が必要となります。登記所に印鑑を届け出ている取締役が辞任する場合には、辞任届に、登記所届出印による押印又は市区町村に登録している印鑑による押印（市町村長作成の印鑑証明書添付）が必要となります。

また、登記所に印鑑を提出している者がいない場合において、取締役（会社を代表しない取締役を除く。）が辞任するときは、辞任届に、市町村に登録している印鑑による押印（市町村長作成の印鑑証明書添付）が必要となります。

委任状

1通

※代理人に登記申請を委任した場合にのみ、必要となります。

上記のとおり登記の申請をします。

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号※<sub>1</sub>  
 申請人 ○○商事株式会社 ※<sub>2</sub>

※<sub>1</sub>～※<sub>4</sub>にはそれぞれ、  
 ※<sub>1</sub>→本店、  
 ※<sub>2</sub>→変更後の商号、  
 ※<sub>3</sub>→代表取締役の住所、  
 ※<sub>4</sub>→代理人の住所  
 を記載します。